

毒物劇物の適正な取扱いについて

東京都健康安全研究センター 広域監視部
薬事監視指導課 流通・毒劇物指導担当

1

日頃より、東京都の薬事行政にご理解、ご協力いただき、心より御礼申し上げます。

東京都健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課流通毒劇物指導担当です。

この動画では、毒物劇物輸入業の登録をお持ちの皆さまに、毒物劇物を安全に取り扱っていただくために、毒物及び劇物取締法による規制や、その他ご注意ください点についてご説明させていただきます。

目次

- I 毒物劇物関連の事故・事件、
違反事例について
- II 毒物及び劇物取締法による規制について
- III 事故を未然に防ぐために

2

本講習では、3つの項目についてご説明させていただきます。

I 毒物劇物関連の事故・事件、 違反事例について

3

まず、毒物劇物関連の事故・事件、違反事例について、実際に起こった事例を取り上げながらご説明します。

流出・漏洩事故事例①

事業者が、硫酸をタンクローリーで運搬中、タンク上部の蓋が開き、30L程度公道に飛散した。通行人1名の手にかかり、火傷を負った。

原因

- 作業者の手順遵守の不徹底

4

流出・漏洩事故事例を2つ紹介いたします。

1つ目は、劇物を運搬中に起きた事故です。

事業者が硫酸をタンクローリーで運搬中、タンク上部の蓋が開き、硫酸が30L程度公道に飛散しました。その結果、通行人1名が火傷を負いました。この事例ですが、「作業者の手順遵守の不徹底」が原因でした。

具体的には、タンクの蓋をねじで固定する際、専用の器具を用いて行う必要があるにも関わらず、使用しなかったため締め付けが不十分であったこと、また充てん作業終了後に行わないといけない点検を怠ったことにより、事故が起きました。

流出・漏洩事故事例②

事業所内の輸入船舶内において、作業手順の誤りにより洗浄水と硝酸が反応し、ガスが噴出した。その結果、作業員1名が気分不良で通院した。

原因

- 作業手順の誤り

5

2つ目は、事業所内の輸入船舶内において、作業手順の誤りにより洗浄水と硝酸が反応し、ガスが噴出した事故です。その結果、作業員1名が気分不良で通院しました。

この事例については、「作業員による作業手順の誤り」が原因でした。詳しく説明すると、作業手順を誤り、洗浄水と配管内に残留した硝酸が反応を起こしたため、ガスの噴出が起きました。

盗難・紛失事故事例①

出庫のため事業所内の毒劇保管庫から取り出した後、納品日延期となったため、一般品と同じ保管庫に保管した。その後、所在不明となった。

原因

- 毒劇物保管庫内で保管せず、一般品と保管していた

6

続いて、盗難・紛失事故事例を2つ紹介いたします。

1つ目は、出庫のため事業所内の毒劇物保管庫から取り出した後、納品日が延期となったため、一般品と同じ保管庫に保管し、その後、所在不明となった事例です。

こちらの事例ですが、毒劇物保管庫内で保管をせず、一般品と保管していたことが紛失の原因でした。

盗難・紛失事故事例②

倉庫内で劇物500mL×2本を施錠設備のない棚で保管していた。取引先へ配送するために荷詰めをしていたところ、1本が紛失していることが発覚した。

原因

- 施錠設備のない棚に保管していた

7

2つ目は、倉庫内で500mLの劇物2本を毒劇物専用の保管庫ではなく、施錠設備のない棚に入れて保管しており、取引先へ配送するために荷詰めをしていたところ、1本がなくなっていることが発覚した事例です。こちらの事例については、毒劇物専用の鍵のかかる保管庫ではなく、施錠設備がない棚に保管していたことが原因でした。

事故発生時の措置

流出・漏洩事故発生

- 保健所、警察又は消防署への届け出
- 危害防止のための応急措置実施

盗難・紛失事故発生

- 警察への届け出

8

今まで述べたような事故等が発生した際の対応について、説明します。
まず、毒物・劇物が飛散、漏れ、流れ出し、染み出し、地下に染み込んだ場合において、
不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずる恐れのある場合は、
①保健所、警察又は消防署への届け出
②保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置
を行ってください。

また、毒物劇物を盗難・紛失した時には、警察署に届け出てください。

違反事例①

輸入品目の登録を受けずに輸入してしまった。



無登録品目

輸入



- ・毒物劇物非該当と思い込んでいた
- ・新たに毒物劇物に指定された 等

毒物及び劇物取締法（以下「法」）第9条第1項

輸入する際は、
あらかじめ品目の登録が必要

9

続いて、東京都においてよくある違反事例を3つ紹介し、違反を起こさないために行うべき事項について説明します。

1つ目の違反事例は、輸入品目の登録変更を受けることなく劇物を輸入した事例です。

本事例は、毒物及び劇物取締法第9条第1項の違反となります。

毒物劇物を輸入するにはあらかじめ品目の登録を受ける必要があります。

このような違反を起こさないために、新規製品を輸入する際は、その品目が毒物劇物に該当しないかよく確認しましょう。

また、新規製品以外にも、新規に指定された毒物劇物を経過措置期間後も品目の登録を受けずに輸入した事例もあります。

こまめに国のホームページを見るなど、毒物劇物の指定状況を確認してください。

違反事例②

輸入後、法定表示をせずに販売してしまった。



法定表示なし



国内流通

輸入業者が確認せず

法第12条第1項及び第2項

法定表示については
自社の責任で確認を行う

10

2つ目の違反事例は、輸入した製品に法定表示を行わずに毒物劇物を販売・譲渡してしまった事例です。

本事例は、法第12条第1項及び第2項の違反となります。

海外の製造業者、通関業者、倉庫業者等に表示を依頼する場合であっても、正しく表示がされているか、自社の責任で確認を行いましょう。

その他に、サンプル品に法定表示を失念する場合があります。通常行っている輸入と異なる臨時輸入をする場合は、法定表示に特に注意しましょう。

違反事例③

移転先で登録を受けずに輸入してしまった



移転前
輸入業登録あり

営業所移転
→



移転後
輸入業登録なし

法第3条第2項

営業所（場所）ごとに登録が必要

（同一建物内、同一地番内で、貯蔵設備を伴わず、単に事務処理を行う場所のみを移転する場合には、変更届で処理可能）

11

3つ目の違反事例は、移転したが、移転先の営業所で登録を受けずに輸入してしまった事例です。

本事例は、毒物及び劇物取締法第3条第2項違反となります。

輸入業は場所ごとの登録を受ける必要がありますので、営業所を移転する場合には、都内外にかかわらず移転先の営業所で新規登録が必要です。

もし、移転後の場所で輸入をしてしまった場合、無登録での輸入となってしまいますので、移転が決まった際は事前に申請を行っていただきますようお願いいたします。

ただし、同一建物内、同一地番内で、貯蔵設備を伴わず、単に事務処理を行う場所のみを移転する場合は、変更届で手続きすることができます。

なお、貯蔵設備を伴う営業所の移転は、新たな登録を受ける必要がありますが、貯蔵設備又は事務所の移転時期をずらすことが可能な場合には、変更届の提出により処理することができます。

Ⅱ 毒物及び劇物取締法による 規制について

12

ここからは、毒物及び劇物取締法による規制について、ご説明いたします。

化学物質に関連する法律

毒物及び劇物取締法

農薬取締法

労働安全衛生法

化学物質審査規制法

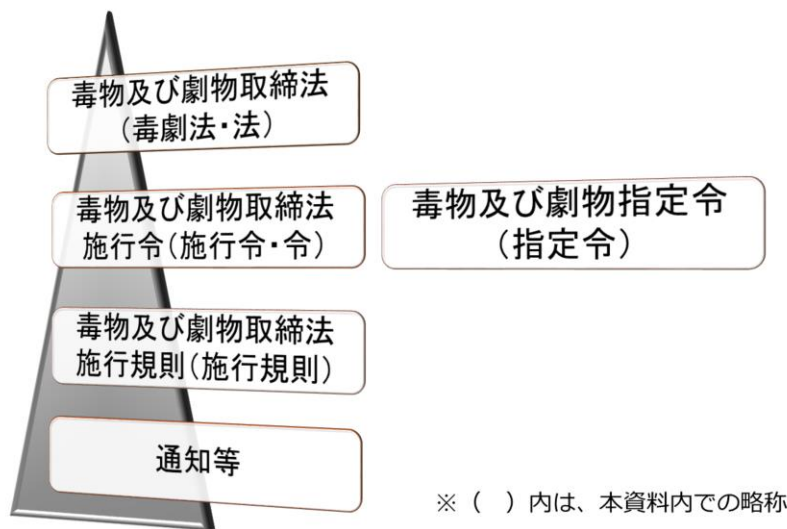
水質汚濁防止法 等

13

化学物質に関連する法律は複数存在するため、物質によっては、複数の法律によって規制を受けます。

本講習会では毒物及び劇物取締法についてご説明させていただきますが、取扱う品目については他法令の規制についても注意が必要です。

毒物及び劇物取締法の体系



14

イラストは、毒物劇物取締法の体系を示しています。
今後、毒劇法、施行令、施行規則などの表現を用いて説明させていただきます。
各用語の位置づけをご確認ください。

毒物及び劇物取締法の目的

法第1条 (目的)

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

毒物及び劇物の販売・授与、あるいは販売・授与を目的とする製造、輸入、貯蔵、運搬、陳列等は、保健衛生上の見地から毒劇法で規制される。

15

毒劇法第1条において、「この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする」と定めています。毒劇法の目的として、保健衛生の観点から、毒物劇物の販売・授与、あるいは販売・授与を目的とする輸入、貯蔵等を規制しているということをご確認ください。

毒物及び劇物の定義

法第2条（定義）

この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

「別表」並びに「毒物及び劇物指定令」に具体的な物質名等で列記されている。

16

毒劇法第2条では、「毒物」「劇物」「特定毒物」の定義を定めています。それぞれ、別表並びに指定令において、具体的な物質名等で列記されております。

取り扱う製品が毒物・劇物に該当するかは、製品中に含まれている物質が、「別表」並びに「指定令」中に存在するかどうかよく見て確認してください。

毒物及び劇物取締法の規制対象者

毒物劇物
営業者

毒物劇物製造業者

毒物劇物輸入業者

毒物劇物販売業者

特定毒物研究者

特定毒物使用者

業務上取扱者（要届出）

業務上取扱者（非届出）

17

ここに示したのは、毒劇法の規制対象者です。

毒物劇物「営業者」とは、製造業、輸入業、販売業の登録のある方を指します。

有償・無償を問わず、毒物劇物を他者に譲渡する場合は毒物劇物営業者に該当し、登録が必要になります。

ほかにも、特定毒物を取り扱う研究者や使用者、製造工程で毒物劇物を取り扱う工場のような業務上取扱者などがあります。

毒物劇物輸入業の主な規制

- ① 営業（輸入業）の登録
- ② 毒物劇物取扱責任者の設置
- ③ 毒物劇物の取扱い
- ④ 毒物劇物の表示
- ⑤ 譲渡手続き・情報の提供
- ⑥ 交付制限
- ⑦ 廃棄方法の遵守
- ⑧ 運搬、貯蔵に関する技術上の基準

18

毒劇法の主な規制について、①から⑧の順に確認していきます。

①輸入業の登録

○毒物劇物を販売・授与の目的で輸入する

輸入業の登録が必要

- 輸入した毒物劇物を自社でのみ使用し他社に販売・授与しない場合は、登録等は不要。
- 該当する品目の登録がなければ、輸入したものを販売・授与できないので注意。
- 毒物劇物営業者以外に販売・授与する場合には、販売業の登録も必要。

○登録に必要な要件

- 営業所の設備の基準
- 資格者（毒物劇物取扱責任者）の設置 19

①輸入業の登録についてです。

毒物劇物を販売・授与の目的で輸入する場合には、輸入業の登録が必要です。しかし、輸入した毒物劇物を自社でのみ使用し他社に販売・授与しない場合には、登録等は不要です。

輸入業の登録を有していても、該当する品目の登録がなければ、輸入したものを販売・授与できないので注意が必要です。

また、輸入した毒物劇物を毒物劇物営業者以外に販売・授与する場合には、販売業の登録も必要になります。

登録にあたっては、営業所の設備の基準があり、毒物劇物取扱責任者を設置することが必要です。

①輸入業の登録

○輸入業の登録後に必要な手続き

■登録更新申請（5年ごと）

⇒有効期限の1か月前までに提出

■登録変更申請

⇒品目追加の場合はあらかじめ登録変更の申請が必要

■毒物劇物取扱責任者変更届

⇒変更後30日以内に届出

20

輸入業の登録後にも、必要な手続きがあります。

毒物劇物輸入業の登録は、5年ごとに更新が必要となります。

登録更新については、実地調査を行いますので、有効期限の1か月前までに申請してください。

登録変更申請についてですが、品目追加の場合にはあらかじめ申請が必要になりますので、ご注意ください。

毒物劇物取扱責任者を変更した場合には、変更届を、変更後30日以内に提出してください。

(つづく→)

①輸入業の登録

○輸入業の登録後に必要な手続き

■変更届

⇒以下の変更等が生じた場合は、**30日以内**に届出が必要

営業所の名称変更

製造・貯蔵・運搬設備の重要な部分の変更 等

■廃止届

⇒廃止した場合は、**30日以内**に届出が必要

21

(→つづき)

営業所の名称や設備等に変更が生じた場合は、変更後、30日以内に変更届を提出してください。

輸入業を廃止した場合には、廃止後30日以内に廃止届を提出してください。

①輸入業の登録

○東京都での指摘事例

- 移転先の営業所で登録を受けていない
- 輸入する品目の登録を受けずに輸入し、販売・授与した
- 取扱責任者を変更したが、変更届を出していない

22

登録に関する指摘事例です。

移転先の営業所で登録を受けていない

輸入する品目の登録を受けずに輸入し、販売・授与した

取扱責任者を変更したが、変更届を出していない

(つづく→)

①輸入業の登録

○東京都での指摘事例

- 構造設備の重要な部分を変更したが、変更届を出していない
- 住所（本店所在地）を変更したが、変更届を出していない
- 廃止した営業所の廃止届を出していない

23

（→つづき）

構造設備の重要な部分を変更したが、変更届を出していない
住所、つまり、本店所在地を変更したが、変更届を出していない
廃止した営業所の廃止届を出していない
などがございます。

②毒物劇物取扱責任者の設置

○法第7条（毒物劇物取扱責任者）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取扱う製造所、営業所、店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

24

②毒物劇物取扱責任者の設置についてです。
毒物劇物輸入業者は、営業所ごとに、専任の（毒物劇物取扱）責任者を置かなければ、毒物劇物を販売のために輸入することはできません。

②毒物劇物取扱責任者の設置

○法第7条（毒物劇物取扱責任者）

毒物劇物取扱責任者の業務（S50.7.31薬発第668号通知より）

- 貯蔵設備、運搬用具等について、営業所の設備の基準（規則第4条の4）の遵守状況点検、管理
- 毒物劇物の表示・取扱いの遵守状況点検
- 運搬・廃棄に関する基準の適合状況点検
- 事故時に必要な設備器材の配備等、事故処理体制の整備、応急措置の実施、事故の原因調査。再発防止の実施
- 危害防止規定の作成

25

毒物劇物取扱責任者の業務は、こちらのスライドのとおりです。
保健衛生上の危害を防止するために、設備や毒物劇物の取扱いについて、点検等を適切に実施してください。

③毒物劇物の取扱い

毒物劇物を保管・運搬等する際は、盗難・紛失、流出・漏洩を防止するための措置が必要

○法第11条（毒物又は劇物の取扱）

1. 盗難・紛失防止
2. 施設外への飛散・漏れ・流れ出・しみ出し・地下へのしみ込みの防止
3. 施設外での運搬に際し、2. と同様の措置
4. 飲食物の容器として通常使用されるものには保存しない

26

③毒物劇物の取扱いについてです。

毒劇物を保管・運搬等する場合には、盗難・紛失、流出・漏洩を防止するための措置が必要です。

また、飲食物の容器として通常使用するものを、毒物劇物の保存には使用することができません。

③毒物劇物の取扱い

○法第11条（毒物又は劇物の取扱）

毒物劇物の盗難紛失防止措置（S52.3.26薬発第313号通知より）

貯蔵・陳列場所は、

- ・ **他のものと区別された毒劇物専用のも**とし、**かぎをかける設備のある堅固なもの**とすること。
- ・ 敷地境界線から十分に離すなどして一般の人が近づかないところにする。

27

また、毒物劇物の貯蔵場所は、毒物劇物専用のもとし、鍵をかける設備のある堅固なものである必要があります。

扉などがガラス製ですぐに割られてしまうようなものは貯蔵設備としては適切ではありません。

また、盗難防止、震災による転倒事故防止のため、貯蔵設備を固定してください。

貯蔵設備をまるごと運べるような状況は、盗難防止措置として不十分です。

③毒物劇物の取扱い

○東京都での指摘事例

- 保管用冷蔵庫にかぎがついていない
- 貯蔵設備内に毒物劇物と毒物劇物非該当のものが混在している
- 毒物劇物の貯蔵設備の扉がガラスである

28

毒物劇物の取扱いに関する指摘事例です。
保管用冷蔵庫にかぎがついていない
貯蔵設備内に毒劇物と毒劇非該当のものが混在している
毒物劇物の貯蔵設備の扉がガラスである
などがあります。

④毒物劇物の表示

○法第12条（毒物又は劇物の表示）、規11-6

1. 容器・被包に「医薬用外毒物（劇物）」の表示
2. 毒物劇物の名称、成分、含量、解毒剤の名称
3. 輸入業者の氏名・住所
法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地
4. 取扱及び使用上特に必要な事項
5. 貯蔵・陳列する場所に「医薬用外毒物（劇物）」の表示

医薬用外毒物

医薬用外劇物

29

④毒物劇物の表示についてです。

容器及び被包については、「医薬用外毒物（劇物）」の表示が必要です。

さらに、色も規定されています。

具体的には、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければなりません。

含量について、製造過程等に由来する合理的な範囲であり、かつ、品目登録時に申請した含量の幅の範囲内であれば、幅を持った表示は可能です。

極端に広い幅での表示はせず、正確な表示をしてください。

あくまで、危険有害性を譲受人に伝えるという観点での表示をお願いいたします。

「営業上の秘密に当たるから」等の理由による、大きな幅での表示は認められていません。

また、解毒剤の名称の表示が必要な場合もございます。

例えば、有機リン化合物に対しては、解毒剤として、PAM製剤、又は、硫酸アトロピン製剤を記載する必要があります。

薬液の付着等により、容器の表示が消えてしまう場合がありますので、既に表示をして保管している毒劇物についても、定期的の確認をしてください。

また、貯蔵・陳列する場所にも「医薬用外毒物（劇物）」の表示が必要です。こちらは色の指定はございません。

④毒物劇物の表示

○表示ラベルの例

The diagram illustrates a sample label for a poison/dangerous substance. The label is yellow and contains the following text:

医薬用外劇物

都 E P N 乳剤

成分：エチルパラニトロフェニルチオノ
ベンゼンホスホネイト

含量 1%

容量 500g

解毒剤 2-ピリジリアルドキシム メチオダイド
(PAM) 硫酸アトロピン

○×株式会社
東京都新宿区西新宿2-8-1

Callouts on the right side of the diagram explain the required information:

- 「医薬用外」の表示及び白地に赤字で「劇物」の文字（医薬用外劇物の場合）
- 名称
- 成分及びその含量
- 定められたものについては、解毒剤の名称
- 輸入業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地）
- * その他

30

このスライドでは、表示ラベルの例を示しております。

⑤譲渡手続き

○法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）

毒物劇物
輸入業者

営業者は必要事項を
書面に記載して
おかなければならない

毒物劇物
営業者

- ・輸入業者
- ・製造業者
- ・販売業者

《記載が必要な事項》

- ・毒物又は劇物の名称及び数量
- ・販売又は授与の年月日
- ・譲受人の氏名（名称）、職業、住所（所在地）

※販売・授与の日から5年間保存

31

⑤譲渡手続についてです。

毒劇物を毒物劇物営業者、つまり毒物劇物輸入業者、製造業者、販売業者に販売、又は授与する場合には、

- ・毒物劇物の名称、及び数量
- ・販売・授与の年月日
- ・譲受人の氏名、職業及び住所、法人にあっては、その名称、及び、主たる事務所の所在地

を書面に記載して保存してください。

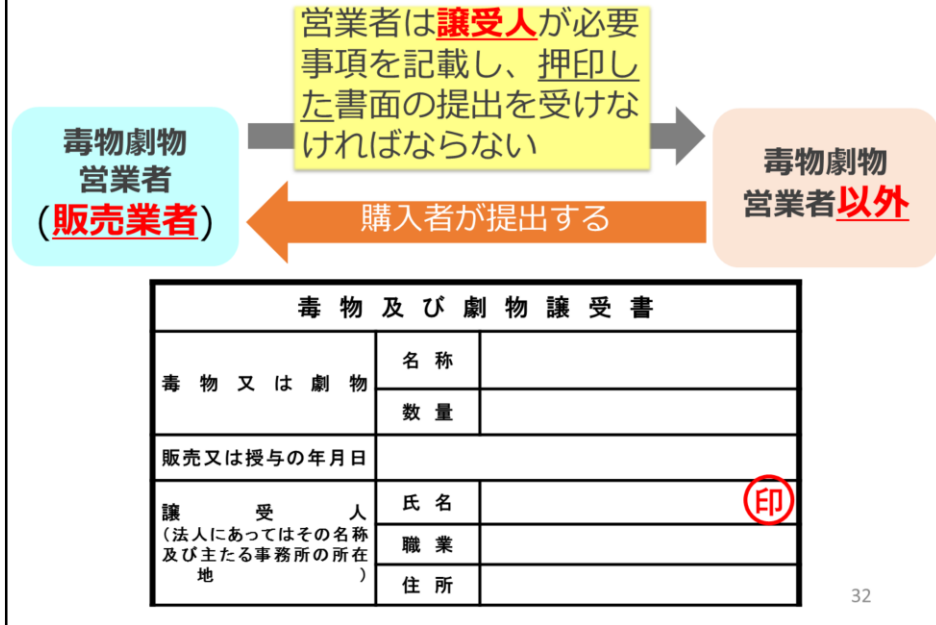
たとえサンプルであっても、同じように記録をつける必要があります。

輸入業者は、毒物劇物営業者以外に販売することはできません。

業務上取扱者や一般消費者に販売する場合には、販売業者を通す、もしくは、自ら販売業の登録を受ける必要があります。

販売する際は必ず相手先の登録の有無を確認してください。

⑤譲渡手続き



(販売業者→営業者以外)

自社で毒物劇物販売業の登録を有している場合には、毒物劇物営業者以外に毒物劇物を販売・授与することができます。

営業者以外に販売・授与する際には、譲受書(ゆずりうけしょ)の受領が必要です。

譲受書(ゆずりうけしょ)についても、販売・授与の日から5年間の保存が義務付けられています。

⑤譲渡手続き

○東京都での指摘事例

- 販売・授与の記録に記載漏れがある
- 輸入した数量と販売・授与した数量の不一致
- 販売・授与先が毒物劇物営業者なのか、あるいは、毒物劇物営業者以外の者なのかを確認していない

33

譲渡手続きの指摘事例です。

- ・ 販売・授与の記録に記載漏れがある
 - ・ 輸入した数量と販売・授与した数量が一致しない
 - ・ 販売・授与先が毒物劇物営業者なのか、あるいは、毒物劇物営業者以外の者なのかを確認していない
- などがございます。

⑤情報提供

○施行令第40条の9

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報を提供しなければならない。

▶ 毒物劇物を販売・授与する際には、
SDS（安全データシート）の提供が必要

※以下の場合は適用外

- ・当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合
- ・一回につき200mg以下の劇物を販売・授与する場合

34

さらに、販売・授与の際に必要なものとして、SDS、安全データシートがあります。
輸入した毒劇物を販売・授与する際には、SDSを提供する必要があるが
ざいます。

⑤情報提供

○SDS等の通知方法の柔軟化（令和4年6月3日改正）

改正前

譲受人の承諾がないとSDSの電子交付できない

改正後

（施行規則第13条の11の改正）

譲受人の承諾を必要とせずにSDSの電子交付可能

- 送信先のメールアドレスを事前に確認する
- 譲受人においてSDSを容易に確認可能なウェブページのURLを案内する 等

35

SDSによる情報提供方法については、今年度、6月に法令改正がございました。

改正前は、SDSを電子メールの送信などの方法により、電子上で交付する場合には、譲受人の承諾が必要でした。

しかし、今回の改正により、情報提供方法が柔軟化され、譲受人の承諾を必要とせずに電子交付できるようになりました。

譲受人に確実に情報を提供するためにも、輸入業者の皆様には、

・電子メールの送信により、SDSを交付する場合は、送信先のメールアドレスを事前に確認する等により、確実に相手方に伝達できるようにしておくこと

・また、ホームページ上のSDSをURLの案内により閲覧を求める場合には、譲受人においてSDSを容易に確認できるウェブページのURLを案内することをお願いいたします。

⑤情報提供

○SDSの記載内容（規則第13条の12）

- ①毒物劇物輸入業者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ②毒物又は劇物の別
- ③名称・成分・含量
- ④応急措置
- ⑤火災時の措置
- ⑥漏出時の措置
- ⑦取扱い及び保管上の注意
- ⑧暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨物理的及び化学的性質
- ⑩安定性及び反応性
- ⑪毒性に関する情報
- ⑫廃棄上の注意
- ⑬輸送上の注意

36

SDSに記載する内容は、こちらのスライドのとおりです。

⑤情報提供

○東京都での指摘事例

- SDSを作成していない
- SDSが英文のままである
- SDSを提供していない
- SDSの項目に不足・不備がある
- SDSに記載した濃度と、表示ラベルの濃度が異なっている

37

SDSに関する指摘事例です。

- SDSを作成していない
- SDSが英文のままである
- SDSを提供していない
- SDSの項目に不足・不備がある
- SDSに記載した濃度と、表示ラベルの濃度が異なっているなどがあります。

⑥交付の制限

○法第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

1. 18歳未満の者
2. 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
3. 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

38

⑥交付の制限です。

毒劇物の交付する相手には、制限があります。

スライドに示した①から③の者に対しては、所定の手続きを行っても、毒物劇物を渡すことはできませんので、ご注意ください。

⑦廃棄方法の遵守

○法第15条の2（廃棄）

政令で定める技術上の基準に従って廃棄しなければならない。

1. 中和・加水分解・酸化・還元・希釈等の方法により、毒物劇物に該当しない物とすること。
2. ガス体等の場合は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ放出し、又は揮発させること。
3. 可燃性の物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

39

⑦廃棄についてです。

毒物劇物は、毒物劇物でないものにしてから廃棄する必要があります。物性等を考慮して、スライドに示した1～3に注意して廃棄してください。また、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他の法律にも抵触しないように注意が必要です。

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準

○法第16条（運搬等についての技術上の基準等）

保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いについて、技術上の基準を定めることができる。

〈施行令 第40条の2～7等〉

（特に、四アルキル鉛、無機シアン化合物（液体に限る）、弗化水素を運搬する際の技術上の基準については、詳細な規定がある）

- ・ 容器
- ・ 積載の態様
- ・ 容器又は被包の使用
- ・ 運搬方法 等

〈通知〉

（政令で定められている物以外の毒劇物を運搬する際の基準）

- ・ 毒劇物の運搬容器に関する基準（その1～4）

40

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準です。
毒物劇物を運搬する際は、技術上の基準に従う必要があります。

運搬、貯蔵その他の取扱いに関する技術上の基準について、
施行令第40条の2から第40条の7、及び通知がございます。
簡単にスライドにまとめておりますが、詳細については各条文及び通知をご
確認ください。

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準

○令第40条の3（容器又は被包の使用）、
令第40条の6（荷送人の通知義務）

毒物・劇物を**車両又は鉄道によって、1回に1000kgを超える運搬をする場合**

- ◆容器又は被包の外部に、毒物又は劇物の**名称及び成分の表示**をすること。（ただし、四アルキル鉛を含有する製剤を除く。）
- ◆**運搬を他に委託する時**は、荷送人（委託元）は、運送人（委託先）に次の事項を記載した**書面を交付する**必要がある。

（令第40条の6、則13条の7）

- ・毒物又は劇物の名称、成分、含量、数量
- ・事故の際に講じなければならない応急措置

（参考）平成8年5月13日薬安第55号通知

イエローカード（緊急連絡カード）に**成分・含量・数量等の事項**を加えることで代用可能。

41

続いて、1回に1000kgを超えて毒物劇物を運搬する際に遵守すべき事項についてです。

四アルキル鉛を含有する製剤を除く毒物劇物を1回に1000kgを超えて運搬する場合は、
容器又は被包の外部に毒物又は劇物の名称を表示しなければなりません。
四アルキル鉛を含有する製剤の容器や表示については別に規定されています。

また、こちらは全品目が対象ですが、1回に1000kgを超える量の毒劇物の運搬を他に委託する場合は、
運搬人に対し、あらかじめ、書面を交付しなければなりません。

書面に記載する内容は、名称、成分、含量、数量、事故の際に講じなければならない応急の措置です。

この書面は、イエローカードに成分、含量、数量等の事項を加えることによって、代用することができます。

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準

○運送業の届出（法第22条、令第41条）

▶ 別表I※に掲げる23品目を運送する場合で、以下に該当する者は、運送業の届け出が必要

1. 最大積載量**5000kg以上**のタンクローリー等を用いて反復継続して運送する者
2. 内容積**1000L以上**（四アルキル鉛を含有する製剤は200L以上）の容器を大型自動車に積載して反復継続して運送するもの

▶ 30日以内に、保健所に届出が必要
（事業所ごと）

※参考資料「毒物・劇物運搬の手引」参照 42

また、運送する品目、量に応じて、運送業の届出が必要になる場合があります。

対象者は、別表Iに掲げる23品目を運送する場合で、

①最大積載量**5000kg以上**のタンクローリー等を用いて 反復継続して運送する者

②内容積**1000L以上**の容器を大型自動車に積載して 反復継続して運送する者、です。

この別表Iについては、後ろにあります参考資料「毒物・劇物運搬の手引」をご参照ください。

対象者は事業所ごとに、所管の保健所に届け出る必要があります。

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準

○運搬する場合の基準

次に該当する毒物・劇物を、**車両にて1回5000kg以上運搬する場合**は、以下の基準に従う必要がある。

(法第16条、令第40条の5、則第13条の4, 5, 6)

1. 別表Ⅰ※に掲げる23品目：基準①～④すべて適用
2. 別表Ⅱ※に掲げる16品目：基準①～④すべて適用
3. 気体又は液体のすべての毒劇物：基準②③のみ適用

(上記1.及び2.を除く)

基準

- | | |
|-----------|----------|
| ①交代運転手の同乗 | ③保護具の備え |
| ②標識 | ④応急措置の書面 |

※参考資料「毒物・劇物運搬の手引」参照 43

こちらは、自身で運搬する場合に、注意すべき基準です。

次に該当する毒劇物を、1回につき5000kg以上運搬する場合には、基準が設けられています。

該当品目については、①別表Ⅰに掲げる23品目、②別表Ⅱに掲げる16品目、③気体又は液体のすべての毒物・劇物です。

基準については、①交替運転者の同乗、②標識、③保護具の備え、④応急措置の書面があります。

この別表Ⅰ・Ⅱ、基準①～④については、参考資料「毒物・劇物運搬の手引」をご参照ください。

⑧運搬、貯蔵に関する技術上の基準

○東京都での指摘事例

- 劇物を1.5トン積んだコンテナを運搬する際（港→分置倉庫）、運搬委託先の運送業者に荷送人の通知をしなかった
- 荷送人の通知をイエローカードで代用したところ、必要な事項（数量、成分名、含量）の記載が漏れていた

44

指摘事例です。

- 1つ目は、港から分置倉庫への劇物の運搬を委託した際、運送業者に荷送人の通知をしなかった、というものです。
- 2つ目は、荷送人の通知をイエローカードで代用したところ、必要な事項の記載が漏れていた、というものです。

Ⅲ 事故を未然に防ぐために

45

最後に、事故を未然に防ぐための対策等について説明します。

毒劇物関連の事故

○毒物劇物の事故報告

盗難・紛失 9件/年 (令和2年度)

流出・漏洩 90件/年 (令和2年度)

○よくある原因

- ・設備老朽化
- ・経験不足
- ・記録の不備
- ・鍵の管理不十分
- ・設備の点検不足
- ・慣れによる簡略化、油断
- ・毒物劇物の知識不足
- ・棚卸しの不徹底

定期的な設備点検、手順整備、人材育成が重要！

46

令和2年度の毒物劇物の事故報告は、こちらのスライドのとおりです。
皆様のご協力のおかげで、令和元年度の

盗難・紛失 23件

流出・漏洩 114件

と比べ、減少傾向にあります。

しかしながら、毎年、

- ・設備の点検不足
- ・鍵の管理不十分
- ・棚卸しの不徹底

などの原因で同様の事故が起きているのも事実でございます。

毒物劇物関連の事故をゼロに近づけるためにも、定期的な設備点検や手順整備、人材育成が重要です。

事故を未然に防ぐために

①危害防止規定を作成してください

- 作成例は資料「危害防止規定（例示）」参照
- 従業員に対する周知徹底

②管理簿（製造、出荷、在庫等）をつけてください

- 作成例は資料「危害防止規定（例示）」参照
- 定期的に在庫量をチェック

47

毒劇物を適切に取扱うために必要な基本的事項を、6つにまとめました。改めて、社内の毒物劇物の保管管理について確認をお願いいたします。

1つ目に、危害防止規定を作成してください。

危害防止規定とは、毒物劇物の管理・責任体制を明確にして毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、自主管理のためのマニュアルのことです。各事業者の実情に合わせたものをご用意ください。

2つ目に、管理簿をつけてください。

入荷量、出荷量、在庫量等を常に把握するための帳簿です。こうした帳簿をつけていなければ在庫量が把握されず、盗難、紛失があったとしても気がつかない可能性があります。在庫量については、定期的にチェックすることも必要です。

事故を未然に防ぐために

③自己点検（定期点検）を実施してください

- 作成例は資料「危害防止規定（例示）」参照
- 設備、取扱い等について定期的にチェック

④保管庫の鍵を適切に管理してください

- 鍵の管理者を明確にするとともに、その不在時における代行者を選任

48

3つ目に、自己点検を実施してください。
定期的に業務を自ら点検し、盗難や事故の防止に努めてください。

4つ目に、保管庫の鍵を、適切に管理してください。
鍵の管理者を明確にする、鍵を使用する場合は管理者の許可を得る等、管理をルール化することが、盗難防止につながります。

事故を未然に防ぐために

⑤震災対策を講じてください

- 応急措置に必要な設備器材（除害剤等）の配備・訓練
- 保管庫の転倒防止
- 保管庫内の薬品類の転倒・落下等防止

⑥教育及び訓練を行ってください

- 毒物劇物を適切に扱うために必要な知識・手技の向上

49

5つ目に、震災対策を講じてください。

保管庫自体の固定による転倒防止、保管庫内の薬品類の転倒・落下対策を講じてください。

薬品類は、液溜めのできるトレイの上で保管するなど、地震の際に保管庫内で容器が割れて、中味が流れ出してしまうことを防ぐことも必要です。

6つ目に、教育訓練を行ってください。

毒物劇物を適切に取り扱うためには、知識・手技の向上が重要です。

立入調査について

毒物劇物輸入業の登録を有している
営業所に対し、毒物及び劇物取締法に基づき
立入調査を実施しています。

ご理解、ご協力をお願いいたします。



○調査担当部署：広域監視部 薬事監視指導課
流通・毒劇物指導担当

50

東京都では、毒物劇物輸入業の登録を有している営業所に対し
毒物及び劇物取締法に基づく立入調査を実施しています。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

ご視聴ありがとうございました。